



このまちを動かすのは、
私たち

米子市長選挙

4月20日(日) 午前7時～午後8時

今後の市政の方向を決める重要な選挙です。自分の自由な判断で、責任ある一票を投じましょう。

選挙管理委員会事務局 (☎ 23-5346 FAX 23-5349)

選挙日程

- ◆告示日 4月13日(日)
- ◆投票日 4月20日(日)
- ◆投票時間 午前7時～午後8時
※本宮公民館と上淀公民館の投票は午後7時まで
- ◆開票 4月20日(日) 午後9時から
(鳥取県立武道館)

投票できる方

平成19年4月21日以前に生まれ、令和7年1月12日以前に米子市に住民登録の届出をした方
※選挙期日の前日までに他の市区町村に転出した方は投票できません。ただし、転出前に行った期日前投票は有効です。

投票所入場券

投票所入場券は4月14日(月)～17日(木)に郵送します。届かない場合は、選挙管理委員会にお問い合わせください。
1通に3人分の投票所入場券がついています。1人分ずつ切り離して、投票所へご持参ください。
紛失された場合は再交付しますので、投票所で本人が申し出てください。

投票所

投票は、市内43か所の投票所で行われます。ご自身の投票所は、投票所入場券(はがき)に書いてあります。一覧は、ホームページに掲載しています。

- ◆最近市内で引っ越した方の投票所
 - ▷ 4月1日以前に転居の届出をした方
新住所の投票所で投票
 - ▷ 4月2日以降に転居の届出をした方
旧住所の投票所で投票

投票所一覧



期日前投票

- ◆対象者
4月20日(日)に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行けない方
- ◆投票場所・投票期間・投票時間
 - ▷ 米子市役所本庁4階、米子市淀江支所1階
4月14日(月)～19日(土)
午前8時30分～午後8時
 - ▷ MEGA ドン・キホーテ米子店3階
4月16日(水)～19日(土)
午前10時～午後6時
- ◆必要なもの
投票所入場券
期日前投票宣誓書(入場券裏面が投票所で記入)
※入場券が届く前でも選挙権があれば投票できます。
※入場券が届いている場合は、混雑緩和のため、投票所入場券の裏面にある期日前投票宣誓書に記入し、持参ください。

郵便による不在者投票

◆対象者

下記の手帳などの交付を受けている人で、障がいの種類が該当する方

▷身体障害者手帳

両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
免疫・肝臓の障がい	1級～3級

▷戦傷病者手帳

両下肢・体幹の障がい	特別項症 ～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症 ～第3項症

▷介護保険被保険者証 要介護5

◆投票に必要なもの

郵便等投票証明書

※事前に郵便等投票証明書の交付手続が必要です。

早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

※申請書は選挙管理委員会にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

◆投票用紙等の請求期限

4月16日(水) (必着)

◆代理記載制度

郵便による不在者投票ができる方で、さらに下記に該当する方は、あらかじめ代理記載制度を届け出て、投票用紙を代理で記載することができます。

▷手帳の種類

身体障害者手帳 (1級)

戦傷病者手帳 (特別項症～第2項症)

▷障がいの種類 上肢・視覚の障がい

※代理で記載できる人は選挙権のある方に限ります。

代理投票

病気やけがなどの理由により文字を書けない方は、投票所で係員に申し出てください。係員が代わりに候補者の氏名を書きます。

滞在地での不在者投票

◆対象者

出張や用事のために市外に滞在中の方

◆投票方法

マイナポータルのオンライン申請または郵送で、不在者投票宣誓書・請求書を提出してください。

用紙は米子市選挙管理委員会に請求または市ホームページからダウンロードできます。

申請後、届いた投票用紙などを、滞在地の選挙管理委員会に持参して、投票してください。

投票日までに投票用紙が米子市選挙管理委員会に届かない場合は無効になります。なるべく早く投票してください。

指定病院・施設での不在者投票

不在者投票の指定を受けている病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設で投票することができます。

※投票方法は病院や施設にお問い合わせください。

※米子市内の指定施設は、市ホームページからご確認ください。お電話でも問合せください。



選挙公報の配布方法を新聞折込に変更します

令和7年4月20日執行予定の米子市長選挙から、選挙公報の配布方法を新聞折込に変更します。

※期日前投票の期間の長い参議院選挙は、郵便での配達を予定しています。

◆折り込む新聞

日本海新聞、山陰中央新報、読売新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、産経新聞

◆新聞折り込み以外の配布方法

▶各期日前投票所、公民館などに設置

▶市の選挙では、市ホームページに選挙公報の紙面データを掲載

◆選挙公報の郵送を希望する方へ

新聞を購入していない世帯で配布を希望される方は、ご自宅に郵送します。事前に選挙管理委員会へ住所、氏名、電話番号をEメール (senkyo@city.yonago.lg.jp)、電話、FAXで選挙管理委員会へご連絡ください。

※一度申し込みされれば、継続して郵送します。

